

# 西表島森林生態系保護地域計画

平成 3 年 3 月

熊本営林局

## 目 次

はじめに	1
1 森林生態系保護地域の位置及び面積	3
2 保護地区及び保全利用地区の位置及び区域	5
(1) 保存地区	5
(2) 保全利用地区	5
3 森林生態系保護地域において 保存を図るべき生物等に関する事項	8
(1) 植物相	8
(2) 動物相	10
(3) 地質及び土壌の分布状況	12
4 森林生態系保護地域の管理に関する事項	15
5 森林生態系保護地域の利用に関する事項	16

## はじめに

西表島 浦内川上流部については、昭和63年12月の林業と自然保護に関する検討委員会報告において亜熱帯に属した原生的な天然林が相当程度まとまりを有している地域であるということから森林生態系保護地域の候補地として選定されたものである。

森林生態系保護地域設定に当たっては、前述の候補地ととして選定された考え方を基本とし、次のような考え方に基づき設定案を作成した。

① 西表島の国有林は、マングローブ林（メヒルギ、オヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ハマザクロ、ヒルギモドキ、ヒルギダマシ）のほか、スタジイ、タブノキ、オキナワウラジロガシを含む亜熱帯林である。

② 当該地域は、伐採が行われたこともあるが、植物群落全体の種の組合せは原生林に極めて近いといわれ学術的にも非常に価値が高い。

以上のことから森林生態系保護地域の設定に当たっては、浦内川上流部のほか、日本最大の規模を誇るマングローブ林を有する仲間川流域及び浦内川河口部並びに面的広がりのある天然林を含めることとし、この中に保存地区、保全利用地区を設定することとした。

### 保存地区

保存地区は、原生的天然林が相当程度まとまりのある区域が必要であることから、御座岳を含む林齢百年生以上の天然林の区域のほか、仲間川、浦内川のマングローブ林に設定する。

### 保全利用地区

保全利用地区は、保存地区の緩衝の役割を考慮した面としての広がりとし、浦内川、仲間川流域に設定する。

これに対し、設定委員会の審議過程のなかで出された次のような意見についても考慮したところである。

### 保存地区について

① 浦内川上流のイタシキ川周辺は、西表島のなかでも全く手がつけられていない地域であるので保存地区のなかを含めるべきである。

② 仲間川流域の保存地区と御座岳<sup>ござ</sup>を中心とする保存地区の間は、落葉樹があるなど学術的にも貴重な地域であることから保存地区に連続性を持たせる必要がある。

保全利用地区について

① ユツン川の川べり及び古見岳<sup>こみ</sup>周辺から浦内にかけての断層崖地帯は、植物相が豊富であるほか、イリオモテヤマネコの生息地であることから保護地域を拡大すべきである。

③ 南風見<sup>はいみ</sup>海岸については、海浜植生など価値が高い地域であるので保護地域を拡大すべきである。

等により保護地域を一部拡大した。

# 1 森林生態系保護地域の位置及び区域

## (1) 位置

西表島森林生態系保護地域の所在地  
沖縄県八重山郡竹富町（西表島）

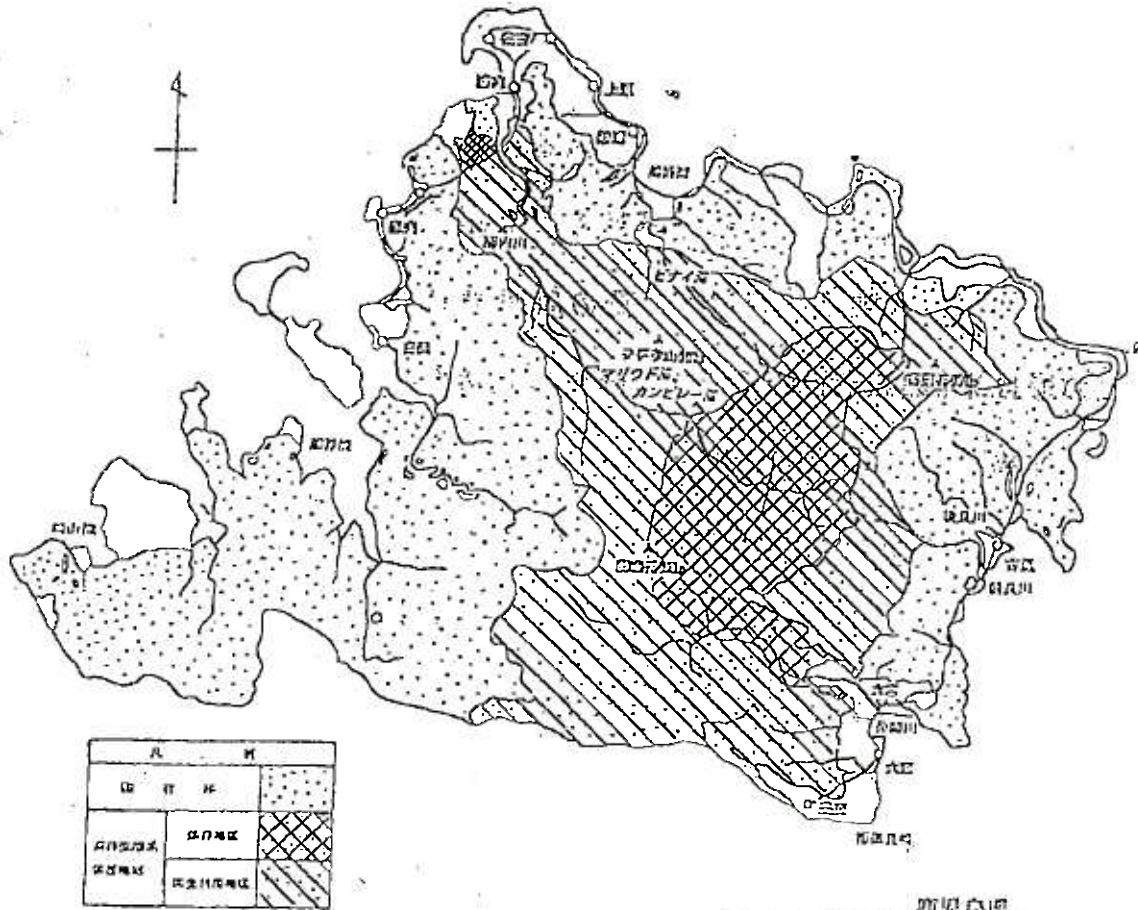
西表島は、八重山群島最大の島で、北緯 24° 15′ ~ 25′、東経 123° 40′ ~ 55′ の地点に位置し、島の周囲は130km、面積は28,400haで、島の形は東西30km南北20kmのほぼ平行四辺形であり、国有林は、24,700haで西表島総面積の87%を占めている。

主要な山岳は、<sup>こみ</sup>古見岳470m、<sup>はてるま</sup>波照間森447m、テドウ山442m、<sup>はいぎし</sup>南風岸岳、425m、<sup>ごぎ</sup>御座岳421m等がある。また、主要な河川は、浦内川、仲間川のほか、<sup>まえら</sup>前良川、<sup>しいら</sup>後良川、<sup>なから</sup>仲良川、<sup>くいら</sup>越良川等がある。

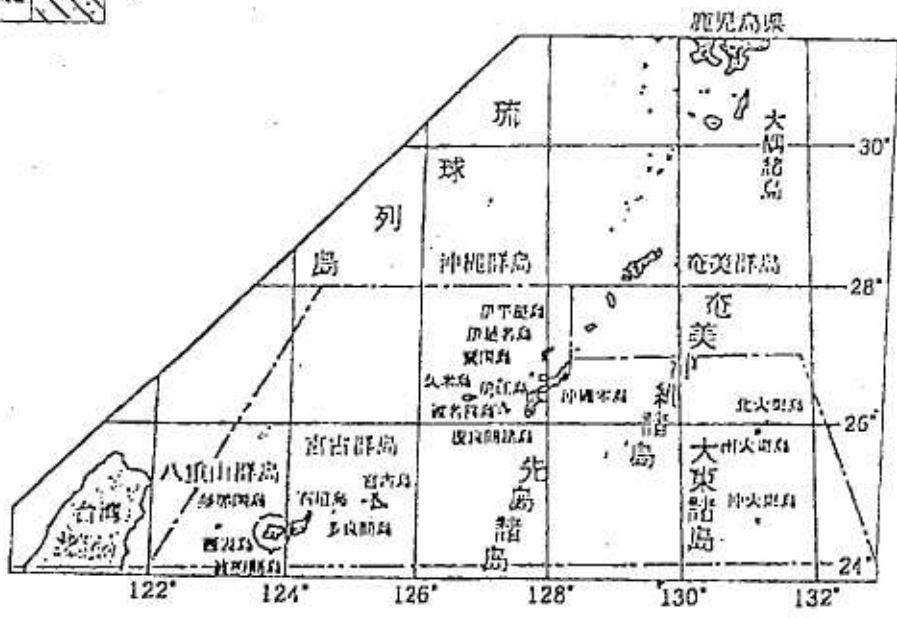
平均気温は23℃、年降水量は2,200mmで海洋性気候に属した亜熱帯林で、河口域は、海水の影響を受けマングローブ林が発達している。

また、西表島は、亜熱帯林の自然がよく保たれており東洋の“ガラパコス”とか日本の“アマゾン”とも呼ばれている。

图-1 位置图



凡 例	
国 界 线	
自治体界线	
保护地区	
国定自然公园	



## 2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域

森林生態系保護地域の設定は、浦内川流域（分収造林、農用地等を除く）

仲間川流域のほか、古見岳<sup>こみ</sup>周辺から浦内にかけての北面の断層崖地帯、

南風見海岸<sup>はいみ</sup>を含む地域とした。

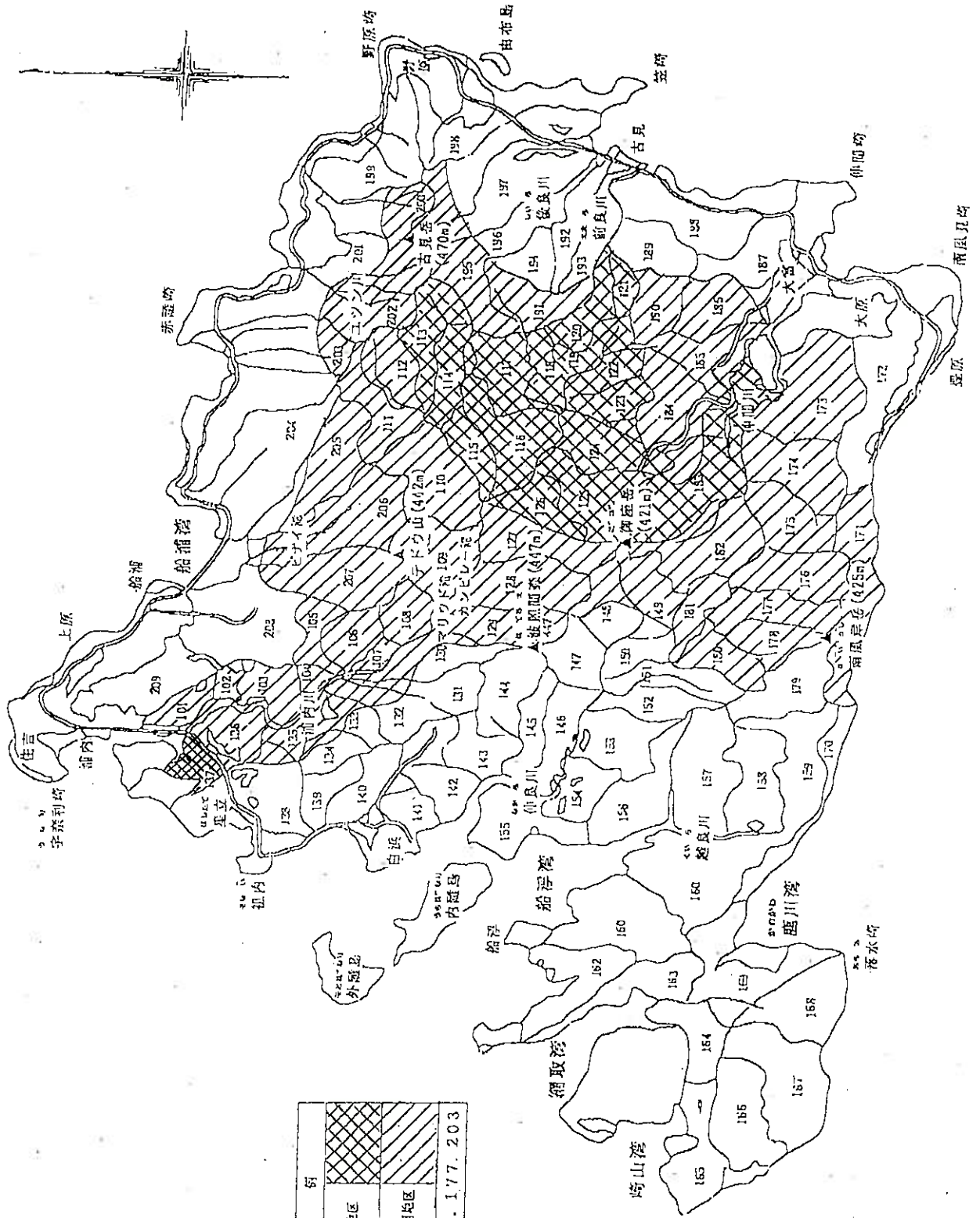
### (1) 保存地区

森林の原生的な維持を図る地域として、浦内川、仲間川上流部の御座<sup>ござ</sup>岳を含む区域に仲間川のマングローブ林を含む地域のほか、浦内川河口部のマングローブ林の2地域に設定した。

### (2) 保全利用地区

保全利用地区は、森林生態系保護地域の保存地区を除く地域に設定した。

图一2 西表島森林生態系保護地域



表一 西表島森林生態系保護地域

( ) は除地で内書

区	位			面積 ha	適要
	計画区	事業区	地区		
保存地区	南西島	沖繩	浦内川河口	(5.81) 73.29	
			御座岳を含む地域及び仲間川河口	(44.19) 2,940.48	
			計	(50.00) 3,013.77	
保全利用地区			保存地区を除く地域		
			計	(117.45) 8,573.75	
合計				(167.45) 11,587.52	

### 3 森林生態系保護地域において保存を図るべき生物等に関する事項

#### (1) 植物相

西表島の森林は、日本列島の常緑広葉樹林帯に属している。西表島の山地には、スタジイの優先する照葉樹が広がっており、山頂部の風衝地には、リュウキュウ竹が密生している。低地の石灰岩地域には、ガジュマル、コニシイヌビワなどの優先する群落が見られ、河口付近にはマングローブ林、サガリバナ林など熱帯に共通な群落が発達している。

#### ア 照葉樹林

西表島の代表する高木は、スタジイ、タブノキ、オキナワウラジロガシなどで、関東以南の照葉樹林と大差のないものであるが林内には本土の照葉樹林に特徴的なヤブツバキハはあまり出現せず、汎熱帯的なツルアダンが高い頻度で出現するなどから、西表島の照葉樹林は亜熱帯に成立する独特な照葉樹林として位置づけられている。林内には、シマオオタニワタリ、リュウキュウセッコクなどの着生植物や、ツルアダン、シラタマカズラなどのツル性植物が豊富で、本土の照葉樹林とは異なり熱帯的様相の濃いものである。西表島の照葉樹林はオキナワウラジロガシ群集、ケナガエサカキースタジイ群集などのほか、数タイプの群落があるが、植物社会学的には、リュウキュウアオキースタジイ群団に属している。

#### イ マングローブ林

マングローブは、熱帯地方の海岸、入江、河口の泥湿地で、満潮時に海水にひたる場所に生育している樹木類の総称である。マングローブ林は、鹿児島県喜入のメヒルギ群落が北限で種子島、奄美大島などでもみられるが、群落の構成種は少なく規模も小さいものである。西表島のマングローブ林は、4科6種で構成され、大規模な群落がほとんど自然のままの状態に残されている。

#### ウ 群集（落）ごとの主要樹種

群集（落）名	主要樹種
1 オキナワウラジロガシ群集	オキナワウラジロガシ、タブノキ、コハシモチ、イヌノキ、アデク、エゴノキ、フカノキ、モクダチバナ
2 ケナガエサカキースタジイ群集	ケナガエサカキ、スタジイ、リュウキュウアオキ、ソウザンハイノキ、アカハタノキ、ヒメユズリハ、ホルトノキ、ヤエヤマシキミ



## (2) 動物相

### ア 哺乳類

西表島に生息する真の土着種は、特別天然記念物イリオモテヤマネコのほか、リュウキュウイノシシ、ヤエヤマオオコウモリ、ヤエヤマユビナガコウモリ、ヤエヤマコキクガシラコウモリ、イシガキカグラコウモリの僅かに6種だけだといわれている。

### イ 鳥類

鳥類の大部分は渡り鳥で、本土と中国大陸あるいは東南アジア方面への中継的役割をはたしている。西表島で繁殖している鳥はごく少なくこれまでに19種しか確認されていない。このうちカンムリワシは、特別天然記念物に指定されているほか、リュウキュウキンバト、アカヒゲ、カラスバトは国の天然記念物に、リュウキュウアカショウビンは竹富町の鳥に指定されている。

鳥類は、一般に移動力が大きいいため、この地方に固有の種はないが、渡り鳥でないものの中には固有の亜種として分けられているもののがかなりあり、ハシブトガラスやシジュウガラのような鳥は、その外見や色彩が本土のものとはっきり異なっている。

また、カンムリワシやリュウキュウキンバトなど天然記念物に指定されている種類をはじめ、オオクイナやシロガシラなど、わが国では琉球南部にしか生息していない種類がいくつかある。

### ウ 両棲類・爬虫類

両棲類・爬虫類は14科に属する33種が生息しているが、セマルハコガメ、キシノウエトカゲは、国指定天然記念物に指定されている。

このほか、リュウキュウカジカガエル、ヤエヤマアオガエル、ミナミイシガメ、ホオグロヤモリ、サキシマキノボリトカゲ、サキシマスジオ、サキシママダラ、ヤエヤマヒバア、イワサキワモンベニヘビ、サキシマハブなどがいる。

### エ 昆虫等

昆虫類の種類は極めて多く、アサヒナキマダラセセリ、コノハチョウは、県指定天然記念物に指定されている。

このほか、蝶類ではミカドアゲハ、シロオビアゲハ、カラスアゲハ、ツバベニチョウ、ウラナミシロチョウ、カバマダラ、ヤエヤマムラサキ、イシカゲチョウ、メスアカムラサキ、アカタテハ、ツマグロヒョウモン、タテハモドキ、アオタテハモドキ、リュウキュウミスジ、オオゴマダラ、リュウキュウアサギマダラ、スジグロカバマダラ、シロオビヒカゲ、ウスイロコノマチョウ、マサキウラナミジャノメ、リュウキュウウラボシシジミ、アマミウラナミシジミ、ヤクシマルリシジミ、アオバセセリ、コウトウシ

ロシタセセリ、イチモンジセセリ、トガリチャバネセセリなどがある。

蝶類以外の昆虫では、ハバヒロカマキリ、オキナワナナフシ、オキナワツノトンボ、コナカハグロトンボ、オオシママドボタル、イワサキクサゼミ、リュウキュウクマゼミ、アカギキンカメムシ、ナナホシキンカメムシ、クロカタゾウムシ、サキシマヒラタクワガタ、アオムネスジタマムシ、台湾カブトムシ、イシガキゴマフカミキリなどがある。

その他、コアシダカグモ、サキシマスベザトウムシ、トビズムカデ、ヤエヤマフトヤスデ、ナンヨウヤケヤスデ、ヤエヤマサソリ、マダラサソリ、台湾サソリモドキなどがある。

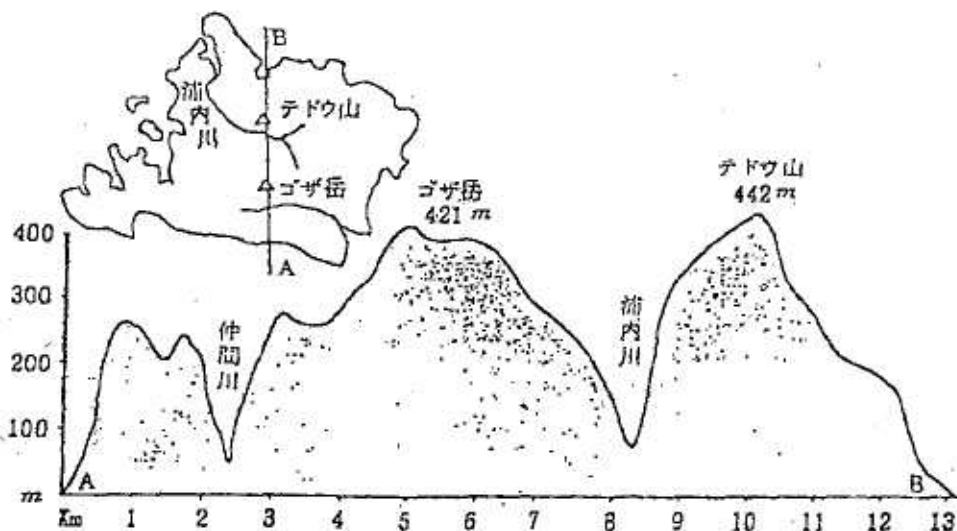
(3) 地質及び土壌の分布状況

西表島は、全域がほとんど山岳におおわれ、北東部に主峰古見岳(470m)、中央部北寄りにテドウ山(442m)、西寄りに波照間森(447m)、南寄りに御座岳(421m)、南部に南風岸岳(425m)があり、ほぼ平行四辺形の島である。

主な河川は、これらの山の間を東西方向に流れている。浦内川は、古見岳に源を発しテドウ山と波照間森の間を流れ、長さ19.4km、流域面積69.5km<sup>2</sup>の琉球列島最大の河川である。下流の川岸は、平坦地が広がりマングローブ林となっている。その他河川には仲間川、仲良川、後良川、越良川等がある。

島の東部、北部は広い海岸段丘となって一部海蝕崖が発達している。南部は山が海にせまり高さ200m以上の絶壁をなしている。

図-4 西表島断面図



## ア 地質

西表島の大部分は、新第三紀に属する砂岩、頁岩などからなる八重山夾炭層群が分布する。北東部には、この島の基盤であるツルム層と呼ばれる古生層があり、その周辺に安山岩質集塊岩又は凝灰岩の火山岩類がみられる。

そない  
祖納周辺、及び浦内川、ピナイ川一帯には丸い礫からなる祖納礫岩が分布

し、こみ たかな うえはら  
古見から高那、上原一帯の海岸段丘には琉球石灰岩層がみられる。

このほか、河口一帯は沖積層、海岸は一部隆起サンゴ礁が分布する。

図-5 西表島の地質図



## イ 土壌

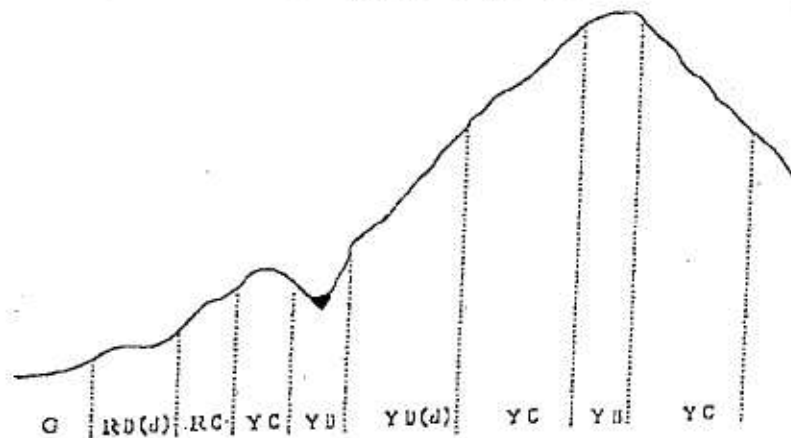
西表島の土壌は、黄色土90%、赤色土6%、グライ土壌4%からなり、その他塩基系赤色土、及び未熟土がわずかつ分布している。

黄色土のなかでは、乾性のYB型、YC型土壌が56%、適潤性のYD型、YD(d)型土壌が44%となっている。

これらの土壌型の一般的な分布傾向を地形的に見ると緩やかな尾根、凸傾斜面にはYB型土壌が、その周辺にYC型土壌が分布する。また、谷頭の集水地にはYD型、谷沿いにはYD(d)型土壌が分布する。

グライ土壌は、河口付近に分布しマングローブ林に覆われている。

図-6 西表島の地形と土壌型分布模式図



## 引用参考文献

管内概要	1981年	西表国立公園管理事務所
西表島の自然	1983年	白井 祥平 佐野 芳康著
西表島の自然環境 I	1983年	沖縄県教育委員会
竹富町要覧	1989年	竹富町

#### 4 森林生態系保護地域の管理に関する事項

(1) 保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、次に掲げる行為を除き保存地区の森林に原則として人手を加えずに自然の推移にゆだねることとする。

ア モニタリング(長期的変化の継続的観測・記録)、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の理由により必要と認められる行為

イ 非常災害のため応急処置として行う次の行為

(ア) 山火事の消火等

(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

また、保存地区では、狩猟、魚釣り、山菜の採集、キャンプ等はしないよう入林者に協力を願う必要があることから、標識の設置やパトロール等を通じて入林者への協力要請に努める。

(2) 保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすこととする。

保全利用地区の森林は、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。

ただし、人工林については、将来的には天然林へ移行を図るよう取り扱うこととする。また、枯損木及び被害木の伐倒、搬出を行うことが出来ることとする。

## 5 森林生態系保護地域の利用に関する事項

(1) 保存地区は、モニタリング(長期的変化の継続的観測・記録)、生物遺伝資源の利用等、学術的研究その他公益上の理由により必要と認められる行為は行うことができることとする。

(2) 保全利用地区では、保存地区で行われる利用のほか、国立公園特別地域の規制及び保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うこととし、このために必要な建物、道路等の施設は設置することができることとする。